

下呂市水道水質検査計画



令和 7 年 度
岐 阜 県 下 呂 市

I 水質検査等計画

1 基本方針

安全で衛生かつ安定な水道水を供給するために、水道水質検査の適正化かつ透明性の確保に水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

(1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓および水源とする。

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。

(3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表を参照とする。

(水道法20条、水道法施行規則第15条)

(4) 毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成し保存する。

(水道法20条第1項及び第2項、水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)

(5) 水道中のクリプトスポリジウムの指針について

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。

厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」(平成19年3月30日付け健水発0330005号)

(6) その他

水道従事者の定期健康診断は、おおむね6ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して実施する。

(水道法21条、水道法施行規則第16条第1項)

2 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

①水源の水質が著しく悪化したとき。

②水源に異常があったとき。

③水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。

④浄水過程に異常があったとき。

⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

⑥その他特に必要があると認められるとき。

3 添付資料について

- ・〈別表1〉 水質検査一覧表
- ・〈別表2〉 水源選定および給水開始全項目検査
- ・〈別表3〉 水道の原水と浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき項目
- ・〈別表4〉 ダイオキシン類検査

〈別表 2〉 令和7年度 水源選定及び給水開始前全項目検査

(下 呂 市)

区分 月	水 源 選 定		給 水 開 始 前		備 考
	水道施設名	件 数	水道施設名	件 数	
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

〈別表 3〉 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

(下 呂 市)

水道事業名(又は浄水場名)		
原水の汚染要因及び水質状況		
浄水の水質状況		
水質管理上留意すべき事項		

〈別表 4〉 ダイオキシン類検査

(下 呂 市)

市町村名	水道名 *1 (水源名等も記入)	ダイオキシン類		備 考
		原水・浄水 の区別	頻 度 (回/年)	

*1 原水でダイオキシン類を実施する場合は、水道名欄に水源名も記入すること。

下呂市(萩原地域分)水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

(1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓および水源とする。

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。

(3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表のとおりとする。

(水道法 20 条、水道法施行規則第 15 条)

(4) 毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成して保存する。(水道法 20 条第 1 項及び第 2 項、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号-イ)

(5) 水道中のクリプトスポリジウム等の指針について「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水のカリプトスポリジウム等及び指標菌の検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。

(厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のカリプトスポリジウム等対策の実施について」(平成 19 年 3 月 30 日付け健水発 0330005 号))

(6) 水道従事者の定期健康診断は、おおむね 6 ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して実施する。

2 水道事業の概要

<給水状況>

事業名	萩原簡易水道	浅水簡易水道	釜ヶ野簡易水道
給水区域	萩原、桜洞、上村、花池、中呂	上呂、羽根、野上、尾崎3区、古関、跡津	西上田
給水人口	3,825 人	3,295 人	427 人
普及率	100.0%	100.0%	89.52%
給水戸数	1,457 戸	1,267 戸	213 戸
計画1日最大給水量	3,000m ³	1,970m ³	297m ³
1日最大給水量	2,224m ³	2,062m ³	298m ³
1日平均給水量	1,827m ³	1,649m ³	209m ³

事業名	四美簡易水道	宮田簡易水道	山之口簡易水道
給水区域	四美	宮田、大ヶ洞、奥田洞、上呂の一部	山之口、尾崎1, 2区
給水人口	366 人	997 人	618 人
普及率	100.0%	100.0%	100.0%
給水戸数	118 戸	388 戸	222 戸
計画1日最大給水量	242m ³	580m ³	469m ³
1日最大給水量	141m ³	475m ³	456m ³
1日平均給水量	115m ³	317m ³	356m ³

* 計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値。

<浄水施設の概要>

事業名		萩原簡易水道				
浄水場		萩原浄水場				桜洞浄水場
所在地		萩原 126 番				桜洞 1175 番 8
水源		第一水源 (桜洞)	第二水源 (萩原)	第三水源 (桜洞)	第四水源 (萩原)	第一水源 (桜洞)
原水の種類		湧水	地下水	地下水	地下水	湧水
			井戸 6m	井戸 6m	井戸 6m	
処理能力 m3／日	標準			733		
	最大	932		1,200		354
沈殿池						
ろ過池		砂ろ過単層				砂ろ過単層
浄水処理方法		急速ろ過 緩速ろ過	塩素滅菌のみ	急速ろ過 前・後塩素処理	塩素滅菌のみ	緩速ろ過

事業名		浅水簡易水道			釜ヶ野簡易水道	
浄水場		羽根浄水場	野上浄水場		釜ヶ野浄水場	上上田浄水場
所在地		羽根 2649 番地	野上 1010 番地 1	上呂 775 番地 2	西上田 1420 番地 1	西上田 799 番地 2
水源		羽根水源	野上水源	上呂水源	釜ヶ野水源	上上田水源
原水の種類		地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
		井戸 10m	井戸 8m	井戸 8m	井戸 60m	井戸 60m
処理能力 m3／日	標準					
	最大					
沈殿池						
ろ過池						
浄水処理方法		塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ

事業名		四美簡易水道	宮田簡易水道	山之口簡易水道
浄水場		四美浄水場	宮田浄水場	山之口浄水場
所在地		四美 3235 番地 3	大ヶ洞 1315 番地 103	山之口 1711 番地 2
原水の種類		表流水	表流水	表流水
		(四美谷)	(大ヶ洞川)	(カクラ谷)
処理能力 m3／日	標準	172.8	357.8	347.5
	最大	242.4	580.0	469.1
沈殿池		普通沈殿池		普通沈殿池
ろ過池		砂ろ過単層	砂ろ過単層	砂ろ過単層
浄水処理方法		緩速ろ過 塩素滅菌	前処理・緩速ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌

<配水系統と検査地点図> … 別紙のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

事業名	萩原簡易水道				
浄水場	萩原浄水場				桜洞浄水場
水源	第一水源	第二水源	第三水源	第四水源	第一水源
原水の汚染要因及び水質状況	・地質由来のフッ素濃度	・地質由来のフッ素濃度	・地質由来のフッ素濃度	・地質由来のフッ素濃度	・地質由来のフッ素濃度
浄水の水質状況	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	フッ素	フッ素	フッ素	フッ素	フッ素

事業名	浅水簡易水道			釜ヶ野簡易水道	
浄水場	羽根浄水場	野上浄水場		釜ヶ野浄水場	上上田浄水場
水源	羽根水源	野上水源	上呂水源	釜ヶ野水源	上上田水源
原水の汚染要因及び水質状況	・地質由来のフッ素濃度	・地質由来のフッ素濃度	・地質由来のフッ素濃度	・地質由来のフッ素濃度 ・農薬散布	・地質由来のフッ素濃度
浄水の水質状況	水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	フッ素	フッ素	フッ素	フッ素 農薬	フッ素

事業名	四美簡易水道	宮田簡易水道	山之口簡易水道
浄水場	四美浄水場	宮田浄水場	山之口浄水場
原水の汚染要因及び水質状況	・降雨等による濁水発生 ・地質由来のヒ素濃度	・降雨等による濁水発生	・降雨等による濁水発生
浄水の水質状況	水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	濁度 ヒ素	濁度 アルミニウム	濁度

4 臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超える恐れがある場合には、臨時の水質検査を実施する。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき。
- (3) 浄水過程において著しく水質に変化を与えるような異常が認められたとき。

なお、検査項目はそれぞれの事態に応じ、水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し、実施する。

5 水質検査の方法

毎月検査を実施する水質基準項目の番号は 1,2,38,46,47,48,49,50,51 の9項目。

水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1ヶ月に1回以上検査を実施する水質基準項目の番号は 42,43 の 2 項目。

3ヶ月ごとに検査を実施する水質基準項目の番号は 3 から 37 まで、39 から 41 まで、44、45 の 40 項目。※

毎月3ヶ月ごとの水質検査及び、年1回実施する原水及び浄水全項目検査の各検査は、水質検査委託機関に委託し実施する。

※3 から 9、11 から 20、32 から 37、39 から 41、44、45 の項目について過去三年間にわたり、検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは一年に一回とする。

6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

当該年度水質検査計画は、下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。また、過去5年間の水質検査結果についても、その概要を下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。

なお、水質検査計画及び水質検査結果に係る住民からの質問・意見等については、下呂市役所上下水道部及び萩原振興事務所で対応する。

7 関係機関との連携等

- (1) 水質検査委託機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価し、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処する。なお、その際必要に応じ、岐阜県飛騨保健所、水質検査委託機関から指導、助言を受けながら実施するものとする。

- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行うものとする。

- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、水質検査委託機関及び岐阜県飛騨保健所等と連携を図り実施するものとする。

- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、岐阜県飛騨保健所、岐阜県飛騨県事務所環境課に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行う。

令和7年度下呂市水質検査項目一覧表

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：下呂市
浄水場名：萩原浄水場
採水の場所：下呂市萩原町萩原（萩原農事センター）
水源種別（地下水 表流水 湧き水 その他） 原水全項目水質検査： 6 月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日： 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関：（ 榊総合保健センター ）
毎日検査実施場所：下呂市萩原町中呂内 管末給水栓

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回													1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回													1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎			○									○	4	※右欄の検算で基準値の5分の1を超えた場合、3ヶ月に1回省略不可
13	ホウ素及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回													1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回													1	基準値の5分の1以下
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	年1回													1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回													1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回													1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回													1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回													1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブモクロロメタン	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
29	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモホルム	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○									○	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回													1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回													1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回													1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回													1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ－4,8a－ジメチルナフタレン－4,2(1H)－ジオール(別名 ジェオサン)	年1回													1	年1回
43	1,2,7,7a-テトラヒドロベンゾ[2,1-b]ベンゾ[1,2-b']オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回													1	年1回
44	非イオン界面活性剤	年1回													1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回													1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
	項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 桜洞浄水場
採水の場所: 下呂市萩原町桜洞(個人宅給水栓)
水源種別: 地下水 表流水 ☐ 湧き水 ☐ その他 ☐ 原水全項目水質検査: 6 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市萩原町桜洞地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○						○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1を超過したため、3ヶ月に1回省略不可
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

【萩原浄水場同水源(第一水源)】

レベル4

下呂市萩原町桜洞1175-8

項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回			○										1	
大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
クリプトスポリジウム	3ヶ月毎			○			○			○				4	
ジアルジア	3ヶ月毎			○			○			○				4	
項目数		2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 羽根浄水場
採水の場所: 下呂市萩原町羽根(朝霧体育館)
水源種別: (地下水) 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 6 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市萩原町跡津地内 管末給水栓2箇所

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○						○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1を超過したため、3ヶ月に1回省略不可
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル2

項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回			○										1	
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
クリプトスポリジウム														0	
ジアルジア														0	
項目数		0	0	42	0	0	2	0	0	2	0	0	2		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 野上浄水場
採水の場所: 下呂市萩原町野上(野上浄水場)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 6 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市萩原町尾崎地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○						○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1を超過したため、3ヶ月に1回省略不可
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

【野上水源】

レベル3

項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回			○										1	
大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
クリプトスピリジウム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
ジアルジア	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
項目数		2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
採水の場所: 下呂市萩原町西上田(釜ヶ野浄水場)
水源種別: [地下水] 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 6 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター
毎日検査実施場所: 下呂市萩原町西上田地内 管末給水栓

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1	一般細菌		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
2	大腸菌		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
3	カドミウム及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
4	水銀及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
5	セレン及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
6	鉛及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
7	ヒ素及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
8	六価クロム化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
9	亜硝酸態窒素														0	5月下旬から運転休止中の為
10	シアン化物イオン及び塩化シアン														0	5月下旬から運転休止中の為
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														0	5月下旬から運転休止中の為
12	フッ素及びその化合物		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
13	ホウ素及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
14	四塩化炭素														0	5月下旬から運転休止中の為
15	1,4-ジオキサン														0	5月下旬から運転休止中の為
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														0	5月下旬から運転休止中の為
17	ジクロロメタン														0	5月下旬から運転休止中の為
18	テトラクロロエチレン														0	5月下旬から運転休止中の為
19	トリクロロエチレン														0	5月下旬から運転休止中の為
20	ベンゼン														0	5月下旬から運転休止中の為
21	塩素酸														0	5月下旬から運転休止中の為
22	クロロ酢酸														0	5月下旬から運転休止中の為
23	クロロホルム														0	5月下旬から運転休止中の為
24	ジクロロ酢酸														0	5月下旬から運転休止中の為
25	ジブロモクロロメタン														0	5月下旬から運転休止中の為
26	臭素酸														0	5月下旬から運転休止中の為
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)														0	5月下旬から運転休止中の為
28	トリクロロ酢酸														0	5月下旬から運転休止中の為
29	ブロモジクロロメタン														0	5月下旬から運転休止中の為
30	ブロモホルム														0	5月下旬から運転休止中の為
31	ホルムアルデヒド														0	5月下旬から運転休止中の為
32	亜鉛及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
33	アルミニウム及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
34	鉄及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
35	銅及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
36	ナトリウム及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
37	マンガン及びその化合物														0	5月下旬から運転休止中の為
38	塩化物イオン		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
39	カルシウム、マグネシウム等														0	5月下旬から運転休止中の為
40	蒸発残留物														0	5月下旬から運転休止中の為
41	陰イオン界面活性剤														0	5月下旬から運転休止中の為
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)														0	5月下旬から運転休止中の為
43	1,2,7,7-テトラメチルビスクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)														0	5月下旬から運転休止中の為
44	非イオン界面活性剤														0	5月下旬から運転休止中の為
45	フェノール類														0	5月下旬から運転休止中の為
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
47	pH値		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
48	味		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
49	臭気		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
50	色度		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
51	濁度		○	○											2	5月下旬から運転休止中の為
項目数			10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
	PFOS及びPFOA														0	5月下旬から運転休止中の為
項目数			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

浄水	項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
	農薬														0	5月下旬から運転休止中の為
項目数			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	レベル1 備 考
原水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回			○										1	
	大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
	クリプトスפורidium														0	
	ジアルジア														0	
項目数			0	0	42	0	0	2	0	0	2	0	0	2		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 上上田浄水場
採水の場所: 下呂市萩原町西上田(消防6-3詰所)
水源種別: (地下水) 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 6 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市萩原町西上田地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
14 四塩化炭素	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
20 ベンゼン	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
30 プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	5月下旬から運転休止中の為
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
40 蒸発残留物	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
45 フェノール類	年1回						○							1	5月下旬から運転休止中の為
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	5月下旬から運転休止中の為
項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	5月下旬から運転休止中の為
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル3

項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回			○										1	
大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
クリプトスピリジウム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
ジアルジア	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
項目数		2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 四美浄水場
採水の場所: 下呂市萩原町四美(四美浄化センター)
水源種別: 地下水 [表流水] 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 6 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市萩原町四美地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1を超過したため、3ヶ月に1回省略不可
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○						○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回			○										1	
大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
クリプトスピリジウム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
ジアルジア	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
項目数		2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 宮田浄水場
採水の場所: 下呂市萩原町宮田(宮田水処理センター)
水源種別: 地下水 [表流水] 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 6 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市萩原町上呂地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○						○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1を超過したため、3ヶ月に1回省略不可
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年3回				○	○	○							3	年3回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年3回				○	○	○							3	年3回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	11	11	51	9	9	22	9	9	22		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回			○										1	
大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
クリプトスピリジウム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
ジアルジア	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
項目数		2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 山之口浄水場
採水の場所: 下呂市萩原町尾崎(洞配水池)
水源種別: 地下水 [表流水] 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 6 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市萩原町尾崎地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○						○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回			○										1	
大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
クリプトスポリジウム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
ジアルジア	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
項目数		2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4		

下呂市(小坂地域分)水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とする。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表のとおりとする。
(水道法 20 条、水道法施行規則第 15 条)
- (4) 毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成して保存する。(水道法 20 条第 1 項及び第 2 項、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号-イ)
- (5) 水道中のクリプトスポリジウムの指針について「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、
原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。
(厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」(平成 19 年 3 月 30 日付け健水発 0330005 号))
- (6) 水道従事者の定期健康診断は、おおむね 6 ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して実施する。

2 水道事業の概要

＜給水状況＞

事業名	小坂簡易水道	無数原簡易水道	門坂簡易水道	濁河給水施設
給水区域	無数原簡水・門坂簡水を除く全地区	無数原地区・岩崎地区・柏原地区	門坂地区 松尾地区	濁河地区
給水人口	2,417人	155人	71人	2人
普及率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
給水戸数	978戸	62戸	30戸	2戸(6戸)
計画1日最大給水量	2,450m ³	95m ³	45m ³	260m ³
1日最大給水量	1,926m ³	190m ³	70m ³	60m ³
1日平均給水量	1,521m ³	97m ³	46m ³	19m ³

* 計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値。

＜浄水施設の概要＞

事業名		小坂簡易水道	無数原簡易水道	門坂簡易水道	濁河給水施設
所在地		下呂市小坂町 落合字下林512番地-3	下呂市小坂町 岩崎字フッタサコ464番地-2	下呂市小坂町 門坂字古屋759番地	下呂市小坂町 落合字唐谷2376番地1
原水の種類		表流水 (小黒川)	表流水 (クレ石谷川)	表流水 (松尾谷川)	表流水 (小坂川)
処理能力 m ³ /日	標準	1,476	48	26	148
	最大	2,450	95	45	260
沈殿池		普通沈殿池 4池	普通沈殿池 1池	普通沈殿池 1池	普通沈殿池 2池
ろ過池		下向式 8池 (上向式2池予備)	下向式 2池 (内1池予備)	下向式 2池 (内1池予備)	下向式 3池 (内1池予備)
浄水処理方法		緩速ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌

＜配水系等と検査地点図＞・・・別紙図面のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

事業名	小坂簡易水道	無数原簡易水道	門坂簡易水道	濁河給水施設
原水の汚染要因 及び水質状況	・降雨等による高濁水の発生 ・国有林農薬散布 ・油類等による突発汚染事故	・降雨等による高濁水の発生 ・国有林農薬散布	・降雨等による高濁水の発生 ・国有林農薬散布 ・油類等による突発汚染事故	・降雨等による高濁水の発生
浄水の水質状況	・水質基準を十分満足しており、安全な水質である。	・水質基準を十分満足しており、安全な水質である。	・水質基準を十分満足しており、安全な水質である。	・水質基準を十分満足しており、安全な水質である。
水質管理上 留意すべき事項	濁度 農薬類	濁度 農薬類	濁度 農薬類	濁度

4 臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超える恐れがある場合には、臨時の水質検査を実施する。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき。
- (3) 浄水過程において著しく水質に変化を与えるような異常が認められたとき。

なお、検査項目はそれぞれの事態に応じ、水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し、実施する。

5 水質検査の方法

毎月検査を実施する水質基準項目の番号は 1,2,38,46,47,48,49,50,51 の9項目。

水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1ヶ月に1回以上検査を実施する水質基準項目の番号は 42,43 の 2 項目。

3ヶ月ごとに検査を実施する水質基準項目の番号は 3 から 37 まで、39 から 41 まで、44、45 の 40 項目。※

毎月3ヶ月ごとの水質検査及び、年1回実施する原水及び浄水全項目検査の各検査は、水質検査委託機関に委託し実施する。

※3 から 9、11 から 20、32 から 37、39 から 41、44、45 の項目について過去三年間にわたり、検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは一年に一回とする。

6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

当該年度水質検査計画は、下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。また、過去5年間の水質検査結果についても、その概要を下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。

なお、水質検査計画及び水質検査結果に係る住民からの質問・意見等については、下呂市役所上下水道部及び小坂振興事務所にて対応する。

7 関係機関との連携等

- (1) 水質検査委託機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価し、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処する。なお、その際必要に応じ、岐阜県飛騨保健所、水質検査委託機関から指導、助言を受けながら実施するものとする。
- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行うものとする。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、水質検査委託機関及び岐阜県飛騨保健所等と連携を図り実施するものとする。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、岐阜県飛騨保健所、岐阜県飛騨県事務所環境課に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行う。

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 落合浄水場
採水の場所: 下呂市小坂町小坂町(小坂振興事務所)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市小坂町長瀬地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回				○									1	
項目数		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	緩速ろ過池
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 無数原浄水場
採水の場所: 下呂市小坂町無数原(無数原浄化センター)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市小坂町無数原地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回				○									1	
項目数		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	緩速ろ過池
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数		0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 松尾浄水場
採水の場所: 下呂市小坂町門坂(松尾浄水場)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市小坂町門坂地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回				○									1	
項目数		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	緩速ろ過池
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 濁河浄水場
採水の場所: 下呂市小坂町落合(御嶽濁河高地トレーニングセンター)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市小坂町落合地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回				○									1	
項目数		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	緩速ろ過池
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

下呂市(下呂地域分)水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

(1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とする。

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。

(3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表のとおりとする。

(水道法 20 条、水道法施行規則第 15 条)

(4) 毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成して保存する。(水道法 20 条第 1 項及び第 2 項、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ)

(5) 水道中のクリプトスポリジウムの指針について「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水のクリプトスポリジウム等及び指標検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。(厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」(平成 19 年 3 月 30 日付け健水発 0330005 号))

(6) 水道従事者の定期健康診断は、おおむね 6 ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病体の保有者を含む)の有無に関して実施する。

2 水道事業の概要

〈給水状況〉

事業名	下呂市上水道	竹原簡易水道事業	中山簡易水道事業
給水区域	下呂地区(大林除く)	宮地・乗政地区	保井戸・門原地区
給水人口	6,024人	1,875人	139人
普及率	99.55%	98.53%	100.0%
給水戸数	2,971戸	659戸	62戸
計画1日最大給水量	9,300m ³	1,150m ³	63m ³
1日最大給水量	8,037m ³	1,140m ³	144m ³
1日平均給水量	6,479m ³	1,014m ³	117m ³

事業名	下呂東部簡易水道事業	門和佐簡易水道事業	中原東簡易水道事業
給水区域	御厩野・野尻地区	門和佐地区	火打・和佐・瀬戸・焼石地区
給水人口	1,123人	380人	532人
普及率	99.91%	99.74%	97.61%
給水戸数	405戸	146戸	220戸
計画1日最大給水量	856m ³	293m ³	368m ³
1日最大給水量	494m ³	188m ³	259m ³
1日平均給水量	392m ³	125m ³	216m ³

事業名	久野川簡易水道事業	和川簡易水道事業	大林給水施設
給水区域	久野川地区	蛇之尾・田口・夏焼地区	小川(大林)地区
給水人口	102人	596人	24人
普及率	100.0%	97.87%	100.0%
給水戸数	35戸	202戸	9戸
計画1日最大給水量	66m ³	437m ³	25m ³
1日最大給水量	51m ³	371m ³	10m ³
1日平均給水量	36m ³	220m ³	5m ³

事業名	三ツ瀨給水施設
給水区域	三ツ瀨地区
給水人口	20人
普及率	100.0%
給水戸数	8戸
計画1日最大給水量	8m ³
1日最大給水量	18m ³
1日平均給水量	9m ³

* 計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値。

<浄水施設の概要>

事業名		下呂市上水道		竹原簡易水道	
		下呂市東上田304番		宮地浄水場	乗政浄水場
		飛驒川水源	滝谷水源		
所在地		下呂市東上田 字小砂場5番地3	下呂市東上田 字滝口75番地1	下呂市宮地 字横手上2441番地10	下呂市乗政 字熊倉3751番地73
原水の種類		表流水 (飛驒川)	表流水 (滝谷)	表流水 (大洞谷)	表流水 (三ツ石谷)
処理能力 m ³ /日	標準	9,300		264	267
	最大	14,250		390	360
沈殿池				普通沈殿池 2池	普通沈殿池 2池
ろ過池		内圧式 3系列		下向式 3池	下向式 3池
浄水処理方法		膜ろ過 ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 塩素滅菌		急速ろ過 ポリ塩化アルミニウム 緩速ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌

事業名		中山簡易水道		中原東簡易水道	門和佐簡易水道	下呂東部簡易水道
所在地		下呂市保井戸 478番地		下呂市火打 1004番地3	下呂市門和佐 4896番地	下呂市御厩野 1393番地1
原水の種類		表流水 (西ヶ洞 谷)	表流水 (檜山谷) 予備水源	表流水 (鈴ヶ洞谷)	表流水 (門和佐川)	表流水 (竹原川)
処理能力 m ³ /日	標準	47		271	184	584
	最大	62		368	293	856
沈殿池		普通沈殿池 1池		普通沈殿池 2池	普通沈殿池 2池	
ろ過池		下向式 2池		下向式 3池	下向式 3池	外圧式 3系列
浄水処理方法		緩速ろ過 塩素滅菌		緩速ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌	膜ろ過 前次重処理 後次重処理

事業名		和川簡易水道		久野川簡易水道	大林給水施設	三ツ渕給水施設
所在地		下呂市蛇之尾 1185番地		下呂市久野川 517番地3	下呂市小川 605番地4	下呂市三ツ渕 269番地2
原水の種類		表流水 (釜ヶ洞谷)		表流水 (久野川谷)	表流水 (小川谷)	表流水 (普通河川)
処理能力 m ³ /日	標準	297		39	25	6.7
	最大	437		65	27	8.4
沈殿池						普通沈殿池 2池
ろ過池		内圧式 6系列		外圧式 2系列	外圧式 2系列	下向式 2池
浄水処理方法		膜ろ過 ポリ塩化アルミニウム 塩素滅菌		膜ろ過 前次重処理 後次重処理	膜ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌

<配水系等と検査地点図>・・・別紙図面のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

事業名	下呂市上水道		竹原簡易水道	
	飛騨川水源	滝谷水源	宮地浄水場	乗政浄水場
原水の汚染要因 及び水質状況	・降雨等による濁水の発生 ・農薬散布・畜舎排水 ・油類等による突発汚染事故 ・地質由来のフッ素濃度	・降雨等による濁水発生	・降雨等による濁水発生	・降雨等による濁水発生
浄水の水質状況	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	pH値 濁度 フッ素	pH値 濁度	濁度 アルミニウム	濁度

事業名	中山簡易水道	中原東簡易水道	門和佐簡易水道	下呂東部簡易水道
原水の汚染要因 及び水質状況	・降雨等による濁水の発生 ・地質由来のフッ素濃度	・降雨等による濁水の発生	・降雨等による濁水の発生	・降雨等による濁水の発生
浄水の水質状況	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	濁度 フッ素	濁度	濁度	濁度

事業名	和川簡易水道	久野川簡易水道	大林給水施設	三ツ淵給水施設
原水の汚染要因及び水質状況	・降雨等による濁水の発生	・降雨等による濁水の発生	・降雨等による濁水の発生	・降雨等による濁水の発生
浄水の水質状況	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	濁度	濁度	濁度	濁度

4 臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超える恐れがある場合には、臨時の水質検査を実施する。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき。
- (3) 浄水過程において著しく水質に変化を与えるような異常が認められたとき。

なお、検査項目はそれぞれの事態に応じ、水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し、実施する。

5 水質検査の方法

毎月検査を実施する水質基準項目の番号は 1,2,38,46,47,48,49,50,51 の9項目。

水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1ヶ月に1回以上検査を実施する水質基準項目の番号は 42,43 の2項目。

3ヶ月ごとに検査を実施する水質基準項目の番号は 3 から 37 まで、39 から 41 まで、44、45 の40項目。※

毎月3ヶ月ごとの水質検査及び、年1回実施する原水及び浄水全項目検査の各検査は、水質検査委託機関に委託し実施する。

※3から9、11から20、32から37、39から41、44、45の項目について過去三年間にわたり、検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは一年に一回とする。

6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

当該年度水質検査計画は、下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。また、過去5年間の水質検査結果についても、その概要を下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。

なお、水質検査計画及び水質検査結果に係る住民からの質問・意見等については、下呂市役所上下水道部で対応する。

7 関係機関との連携等

- (1) 水質検査委託機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価し、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処する。なお、その際必要に応じ、岐阜県飛騨保健所、水質

検査委託機関から指導、助言を受けながら実施する。

- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行う。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、水質検査委託機関及び岐阜県飛騨保健所等と連携を図り実施する。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、岐阜県飛騨保健所、岐阜県飛騨県事務所環境課に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行う。

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市	
浄水場名: 下呂浄水場	
採水の場所: 下呂市少ヶ野(個人宅横)	
水源種別: 地下水	表流水 湧き水 その他
原水全項目水質検査:	7 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日:	4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター	
毎日検査実施場所: 下呂市少ヶ野地内 管末給水栓5箇所	

水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○					○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎			○					○				○	4	過去3年間の検査の基準値の90%を経過したため、3ヶ月に1回省略不可
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロ メタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルム のそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38	塩化ホウ素イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフ タレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン) 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプター 2-オール(別名 2-メチルイノボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44	非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

[illegible]

飛驒川

[illegible]

滝谷

[illegible]

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 宮地浄水場
採水の場所: 下呂市宮地(野中石油横)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター
毎日検査実施場所: 下呂市宮地地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去3年間の検査が基準値の5分の1を超過したため、3ヶ月に1回省略不可
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計あり
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	緩速・急速
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 乗政浄水場
採水の場所: 下呂市乗政(個人宅横)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市乗政地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回				○									1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	
	ジアルジア	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	
項目数			4	2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 中山浄水場
採水の場所: 下呂市保井戸(個人宅横)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター
毎日検査実施場所: 下呂市保井戸地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1を超過したため、3ヶ月に1回省略不可
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

【西ヶ洞谷水源】

レベル4

項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回				○									1	
大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
クリプトスポリジウム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	
ジアルジア	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	
項目数		4	2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 中原東浄水場
採水の場所: 下呂市焼石(焼石駅前トイレ横)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター
毎日検査実施場所: 下呂市焼石地内 管末給水栓2箇所

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計あり
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	緩速
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 門和佐浄水場
採水の場所: 下呂市門和佐(個人宅横)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市門和佐地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回				○									1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	
	ジアルジア	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	
項目数			4	2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 下呂東部浄水場
採水の場所: 下呂市野尻(小万場橋横)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター
毎日検査実施場所: 下呂市御殿野地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計あり
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	膜ろ過
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 和川浄水場
採水の場所: 下呂市夏焼(鳥屋ヶ野口橋横)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市夏焼地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1~20、32~47、49~51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計あり
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	膜ろ過
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 久野川浄水場
採水の場所: 下呂市久野川(○かりの里)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市久野川地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計あり
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	膜ろ過
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 大林浄水場
採水の場所: 下呂市小川(個人宅横)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市小川地内 管末給水栓

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44	非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

	水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
	PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数			0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

		項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水		1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計あり
		大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
		嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	膜ろ過
		クリプトスポリジウム	年1回													1	
		ジアルジア	年1回				○									1	
項目数				0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 三ツ瀨浄水場
採水の場所: 下呂市三ツ瀨(三ツ瀨公民館)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4月・10月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター
毎日検査実施場所: 下呂市三ツ瀨地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(省略不可)
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回				○									1	浄水濁度計あり
	大腸菌(指標菌)	年1回				○									1	常時監視
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年1回				○									1	緩速
	クリプトスポリジウム	年1回													1	
	ジアルジア	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4

下呂市(金山地域分)水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓および水源とする。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表のとおりとする。

(水道法 20 条、水道法施行規則第 15 条)

- (4) 毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成して保存する。(水道法 20 条第 1 項及び第 2 項、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ)
- (5) 水道中のクリプトスポリジウムの指針について「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水のクリプトスポリジウム等及び指標検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。

(厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」(平成 19 年 3 月 30 日付け健水発 0330005 号))

- (6) 水道従事者の定期健康診断は、おおむね 6 ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して実施する。

2 水道事業の概要

< 給水状況 >

事業名	金山簡易水道事業		東簡易水道事業	菅田簡易水道事業
給水区域	金山浄水場	下原浄水場	東地区全域 (厚曽、登呂瀬を除く)	菅田地区全域 (4区、5区を除く)
	金山地区全域、 大船渡、下原町、 中切、渡、田島	福来、中津原		
給水人口	3,096人		1,130人	909人
普及率	99.68%		99.56%	98.48%
給水戸数	1,399戸		499戸	362戸
計画1日最大給水量	2,534m ³		560m ³	572m ³
1日最大給水量	1,803m ³		1,192m ³	649m ³
1日平均給水量	1,584m ³		976m ³	403m ³

* 計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値。

< 浄水施設の概要 >

事業名		金山簡易水道		東簡易水道	菅田簡易水道
		金山浄水場	下原浄水場	東浄水場	菅田浄水場
所在地		金山町渡 500番地1	金山町福来 1283 番地 4	金山町岩瀬 2372番地	金山町菅田桐洞536 番地63
原水の種類		表流水2ヵ所 馬瀬川、植谷	表流水2ヵ所 福来、黄綿谷	表流水1ヵ所 妙見谷	表流水2ヵ所 田所、室洞谷
処理能力 m ³ /日	標準	1,750m ³	230m ³	419m ³	264m ³
	最大	2,260m ³	360m ³	560m ³	572m ³
沈殿池		横流式(傾斜板付)	普通沈殿池		普通沈殿池
ろ過池		砂ろ過単層	砂ろ過単層	砂ろ過単層	砂ろ過単層
浄水処理方法		急速ろ過 前塩素処理 ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 後塩素処理	緩速ろ過 後塩素処理	急ろ過 ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰 後塩素処理	緩速ろ過 後塩素処理

< 配水系等と検査地点図 >・・・別紙図面のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

事業名		金山簡易水道		東簡易水道	菅田簡易水道
		金山浄水場	下原浄水場	東浄水場	菅田浄水場
原水の汚染要因 及び水質状況		・降雨等による高濁水の発生 ・農薬散布 ・浄化センター排水 ・油等による突発汚染事故	・降雨等による濁水発生	・降雨等による濁水発生	・降雨等による濁水発生
浄水の水質状況		・水質基準を十分満足しており安全で良質な水である。	・水質基準を十分満足しており安全で良質な水である。	・水質基準を十分満足しており安全で良質な水である。	・水質基準を十分満足しており安全で良質な水である。
水質管理上留意すべき事項		濁度 農薬類 アルミニウム	濁度	濁度	濁度

4 臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超える恐れがある場合には、臨時の水質検査を実施する。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき。
- (3) 浄水過程において著しく水質に変化を与えるような異常が認められたとき。

なお、検査項目はそれぞれの事態に応じ、水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し、実施する。

5 水質検査の方法

毎月検査を実施する水質基準項目の番号は 1,2,38,46,47,48,49,50,51 の9項目。

水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1ヶ月に1回以上検査を実施する水質基準項目の番号は 42,43 の 2 項目。

3ヶ月ごとに検査を実施する水質基準項目の番号は 3 から 37 まで、39 から 41 まで、44、45 の 40 項目。※

毎月3ヶ月ごとの水質検査及び、年1回実施する原水及び浄水全項目検査の各検査は、水質検査委託機関に委託し実施する。

※3 から 9、11 から 20、32 から 37、39 から 41、44、45 の項目について過去三年間にわたり、検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは一年に一回とする。

6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

当該年度水質検査計画は、下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。また、過去5年間の水質検査結果についても、その概要を下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。

なお、水質検査計画及び水質検査結果に係る住民からの質問・意見等については、下呂市役所上下水道部及び金山振興事務所で対応する。

7 関係機関との連携等

- (1) 水質検査委託機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価し、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処する。なお、その際必要に応じ、岐阜県飛騨保健所、水質検査委託機関から指導、助言を受けながら実施するものとする。
- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行うものとする。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、水質検査委託機関及び岐阜県飛騨地域保健所等と連携を図り実施するものとする。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、岐阜県飛騨保健所、岐阜県飛騨県事務所環境課に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行う。

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：下呂市																
浄水場名：金山浄水場																
採水の場所：下呂市金山町金山(金山浄化センター)																
水源種別：地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査：5 月実施																
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日：4 月・ 10 月実施																
水質検査委託機関：(株総合保健センター)																
毎日検査実施場所：下呂市金山町金山地内 管末給水栓																
	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1を超過したため、3ヶ月に1回省略不可
34	鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイノボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44	非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22		

	水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
	PFOS及びPFOA	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

【馬瀬川】															レベル4	
	項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回		○											1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	
	ジアルジア	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	
項目数			2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2		

【植谷】															レベル4	
	項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回		○											1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	
	ジアルジア	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	
項目数			2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：下呂市																
浄水場名：下原浄水場																
採水の場所：下呂市金山町中津原(中津原公民館)																
水源種別：地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査：5 月実施																
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日：4 月・ 10 月実施																
水質検査委託機関：(株総合保健センター)																
毎日検査実施場所：下呂市金山町中津原地内 管末給水栓																
	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44	非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

	水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
	PFOS及びPFOA	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

【福来谷】															レベル4	
	項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回		○											1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	
	ジアルジア	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	
項目数			2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2		

【黄綿谷】															レベル4	
	項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回		○											1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	
	ジアルジア	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	
項目数			2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 東浄水場
採水の場所: 下呂市金山町東沓部(下沓部公民館)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 5 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (㈱総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市金山町東沓部地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○					○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回				○									1	
項目数		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

レベル4		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回		○											1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎	○	○			○			○			○		4	
	ジアルジア	3ヶ月毎	○				○			○			○		4	
項目数			2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2		

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：下呂市																
浄水場名：菅田浄水場																
採水の場所：下呂市金山町菅田桐洞(丸野浄化センター)																
水源種別：地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査：5 月実施																
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日：4 月・ 10 月実施																
水質検査委託機関：(㈱総合保健センター)																
毎日検査実施場所：下呂市金山町菅田桐洞地内 管末給水栓																
	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイノボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44	非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

	水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
	PFOS及びPFOA	年1回				○									1	
項目数			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		

【田所谷】															レベル4	
	項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回		○											1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
	ジアルジア	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
項目数			2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2		

【室洞谷】															レベル4	
	項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回		○											1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
	ジアルジア	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
項目数			2	44	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2		

下呂市(馬瀬地域分)水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とする。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表のとおりとする。
(水道法 20 条、水道法施行規則第 15 条)
- (4) 毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成して保存する。
(水道法 20 条第 1 項及び第 2 項、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ)
- (5) 水道中のクリプトスポリジウムの指針について「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。(厚生労働省健康局水道課長通「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」(平成 19 年 3 月 30 日付け健水発 0330005 号))
- (6) 水道従事者の定期健康診断は、おおむね 6 ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して実施する。

2 水道事業の概要

＜給水状況＞および＜浄水施設の概要＞

馬 瀬 簡 易 水 道 事 業				
給 水 区 域	馬瀬地区	所 在 地	馬瀬黒石623番地13	
給 水 人 口	956人	原水の種類	表流水 (東俣谷)	
普 及 率	98.66%	処理能力m ³ /日	標準	460
給 水 戸 数	390戸		最大	976
計画1日最大給水量	976m ³	沈 殿 池	普通沈砂池	
1日最大給水量	546m ³	ろ 過 池	砂ろ過単層	
1日平均給水量	426m ³	浄水処理方法	前処理・緩速ろ過 塩素滅菌	

＊計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値。

＜配水系等と検査地点図＞・・・別紙図面のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

馬 瀬 簡 易 水 道	
原水の汚染要因及び水質状況	・降雨等による濁水発生 ・農薬散布
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	pH値 濁度

4 臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超える恐れがある場合には、臨時の水質検査を実施する。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき。
- (3) 浄水過程において著しく水質に変化を与えるような異常が認められたとき。

なお、検査項目はそれぞれの事態に応じ、水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し、実施する。

5 水質検査の方法

毎月検査を実施する水質基準項目の番号は 1,2,38,46,47,48,49,50,51 の9項目。

水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1ヶ月に1回以上検査を実施する水質基準項目の番号は 42,43 の 2 項目。

3ヶ月ごとに検査を実施する水質基準項目の番号は 3 から 37 まで、39 から 41 まで、44、45 の 40 項目。※

毎月3ヶ月ごとの水質検査及び、年1回実施する原水及び浄水全項目検査の各検査は、水質検査委託機関に委託し実施する。

※3 から 9、11 から 20、32 から 37、39 から 41、44、45 の項目について過去三年間にわたり、検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは一年に一回とする。

6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

当該年度水質検査計画は、下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。また、過去5年間の質検査結果についても、その概要を下呂市役所上下水道部において閲覧により公表する。

なお、水質検査計画及び水質検査結果に係る住民からの質問・意見等については、下呂市役所上下水道部及び馬瀬振興事務所で対応する。

7 関係機関との連携等

- (1) 水質検査委託機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価し、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処する。なお、その際必要に応じ、岐阜県飛

驛保健所、水質検査委託機関から指導、助言を受けながら実施するものとする。

(2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直等を行うものとする。

(3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、水質検査委託機関及び岐阜県飛驒保健所等と連携を図り実施するものとする。

(4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、岐阜県飛驒保健所、岐阜県飛驒県事務所環境課に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行う。

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 下呂市
浄水場名: 黒石浄水場
採水の場所: 下呂市馬瀬西村(道の駅 美輝の里)
水源種別: 地下水 表流水 湧き水 その他 原水全項目水質検査: 7 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 4 月・ 10 月実施
水質検査委託機関: (株)総合保健センター)
毎日検査実施場所: 下呂市馬瀬西村地内 管末給水栓

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	年1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	年1回
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21		

水質管理目標設定項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
PFOS及びPFOA	年1回			○										1	
項目数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

項 目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備 考
原 水	1～20、32～47、49～51の項目(39項目)	年1回				○									1	
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
	ジアルジア	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	
項目数			2	2	4	42	2	4	2	2	4	2	2	4		

レベル4

令和7年度下呂市水質検査予定表

【萩原地域】

事 業 名	検 査 項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(回数)
萩原簡易水道 萩原浄水場 第1水源	原水全項目			○										1
	クリプトスピリジウム 指標菌検査			○										1
	クリプトスピリジウム			○										1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	フッ素			○						○			○	3
	PFOS及びPFOA			○										1
萩原簡易水道 萩原浄水場 第2水源	原水全項目			○										1
	クリプトスピリジウム 指標菌検査			○										1
	クリプトスピリジウム													0
	浄水全項目													0
	3ヶ月毎検査													0
	毎月検査													0
萩原簡易水道 萩原浄水場 第3水源	原水全項目			○										1
	クリプトスピリジウム 指標菌検査			○										1
	クリプトスピリジウム			○										1
	浄水全項目													0
	3ヶ月毎検査													0
	毎月検査													0
萩原簡易水道 萩原浄水場 第4水源	原水全項目			○										1
	クリプトスピリジウム 指標菌検査			○										1
	クリプトスピリジウム													0
	浄水全項目													0
	3ヶ月毎検査													0
	毎月検査													0
萩原簡易水道 桜洞浄水場 第1水源 (萩原浄水場同水源)	原水全項目			○										1
	クリプトスピリジウム 指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	クリプトスピリジウム			○			○			○			○	4
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	フッ素			○						○			○	3
	PFOS及びPFOA			○										1
浅水簡易水道 羽根浄水場	原水全項目			○										1
	クリプトスピリジウム 指標菌検査			○			○			○			○	4
	クリプトスピリジウム													0
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	フッ素			○						○			○	3
浅水簡易水道 野上浄水場	PFOS及びPFOA			○										1
	原水全項目			○										1
	クリプトスピリジウム 指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	クリプトスピリジウム			○			○			○			○	4
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
フッ素			○						○			○	3	

令和7年度「水質検査予定表」

【萩原地域】

事業名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(回数)
釜ヶ野簡易水道 釜ヶ野浄水場	原水全項目			○										1
	クリプトスポリジウム 指標菌検査			○			○			○			○	4
	クリプトスポリジウム													0
	浄水全項目			運転休止中の為、実施予定なし										0
	3ヶ月毎検査													0
	毎月検査	○	○											2
	フッ素	○	○											2
	PFOS及びPFOA													0
	農薬													0
釜ヶ野簡易水道 上上田浄水場	原水全項目			○										1
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	クリプトスポリジウム			○			○			○			○	4
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	フッ素			○						○			○	3
	PFOS及びPFOA			○										1
四美簡易水道	原水全項目			○										1
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	クリプトスポリジウム			○			○			○			○	4
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	ヒ素			○						○			○	3
	PFOS及びPFOA			○										1
宮田簡易水道	原水全項目			○										1
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	クリプトスポリジウム			○			○			○			○	4
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	アルミニウム			○						○			○	3
	ジェオスミン				○	○								2
	2-メチルイソボルネオール				○	○								2
山ノ口簡易水道	原水全項目			○										1
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	クリプトスポリジウム			○			○			○			○	4
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA			○										1
合計	原水全項目													12
	クリプト指標菌検査													84
	クリプトスポリジウム													26
	浄水全項目													8
	3ヶ月毎検査													24
	毎月検査													66
	ヒ素													3
	フッ素													17
	アルミニウム													3
	ジェオスミン													2
	2-メチルイソボルネオール													2
	PFOS及びPFOA													8
	農薬													0

特記事項

- ・原水全項目・・・39項目
- ・クリプトスポリジウム指標菌検査・・・大腸菌、嫌気性芽胞菌、(原水採取)
- ・クリプトスポリジウム検査・・・原虫(原水採取)
- ・浄水全項目・・・51項目
- ・3ヶ月毎検査・・・21項目《12項目＋9項目(毎月検査分)》、省略不可
- ・毎月検査・・・9項目、省略不可
- ・宮田簡易水道はダム湖水の為、2項目を追加検査する。
- ・釜ヶ野簡易水道釜ヶ野は令和7年6月以降、休止

令和7年度「水質検査予定表」

【小坂地域】

事業名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(回数)
小坂簡易水道	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA				○									1
無数原簡易水道	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA				○									1
門坂簡易水道	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA				○									1
濁河給水施設	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA				○									1
合計	原水全項目													4
	クリプトスポリジウム指標菌検査													4
	クリプトスポリジウム													4
	浄水全項目													4
	3ヶ月毎検査													12
	毎月検査													32
	PFOS及びPFOA													4

特記事項

- ・原水全項目・・・39項目
- ・クリプトスポリジウム指標菌検査・・・大腸菌、嫌気性芽胞菌、(原水採取)
- ・クリプトスポリジウム検査・・・原虫(原水採取)
- ・浄水全項目・・・51項目
- ・3ヶ月毎検査・・・21項目《12項目＋9項目(毎月検査分)》、省略不可
- ・毎月検査・・・9項目、省略不可

【下呂地域】

[illegible]

令和7年度「水質検査予定表」

【下呂地域】

事業名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(回数)
中原東簡易水道	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA			○										1
久野川簡易水道	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA			○										1
和川簡易水道	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA			○										1
大林給水施設	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA			○										1
三ッ淵給水施設	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査				○									1
	クリプトスポリジウム				○									1
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA			○										1
合計	原水全項目													12
	クリプトスポリジウム指標菌検査													45
	クリプトスポリジウム													21
	浄水全項目													11
	3ヶ月毎検査													33
	毎月検査													88
	フッ素													6
	アルミニウム													3
	PFOS及びPFOA													11

特記事項

- ・原水全項目・・・39項目
- ・クリプトスポリジウム指標菌検査・・・大腸菌、嫌気性芽胞菌、(原水採取)
- ・クリプトスポリジウム検査・・・原虫(原水採取)
- ・浄水全項目・・・51項目
- ・3ヶ月毎検査・・・21項目《12項目＋9項目(毎月検査分)》、省略不可
- ・毎月検査・・・9項目、省略不可

令和7年度「水質検査予定表」

【金山地域】

事業名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(回数)
金山簡易水道 金山浄水場	原水全項目		◎	水源が2箇所ある										2
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	24
	クリプトスポリジウム		◎			◎			◎			◎		8
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	アルミニウム			○						○			○	3
	PFOS及びPFOA				○									1
金山簡易水道 下原浄水場	原水全項目		◎	水源が2箇所ある										2
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	24
	クリプトスポリジウム		◎			◎			◎			◎		8
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA				○									1
東簡易水道	原水全項目		○											1
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	クリプトスポリジウム		○			○			○			○		4
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA				○									1
菅田簡易水道	原水全項目		◎	水源が2箇所ある										2
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	24
	クリプトスポリジウム		◎			◎			◎			◎		8
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA				○									1
合計	原水全項目													7
	クリプトスポリジウム 指標菌検査													84
	クリプトスポリジウム													28
	浄水全項目													4
	3ヶ月毎検査													12
	毎月検査													32
	アルミニウム													3
	PFOS及びPFOA													4

特記事項

- ・原水全項目・・・39項目
- ・クリプトスポリジウム指標菌検査・・・大腸菌、嫌気性芽胞菌、(原水採取)
- ・クリプトスポリジウム検査・・・原虫(原水採取)
- ・浄水全項目・・・51項目
- ・3ヶ月毎検査・・・21項目《12項目＋9項目(毎月検査分)》、省略不可
- ・毎月検査・・・9項目、省略不可

令和7年度「水質検査予定表」

【馬瀬地域】

事業名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(回数)
馬瀬簡易水道	原水全項目				○									1
	クリプトスポリジウム指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	クリプトスポリジウム			○			○			○			○	4
	浄水全項目						○							1
	3ヶ月毎検査			○						○			○	3
	毎月検査	○	○		○	○		○	○		○	○		8
	PFOS及びPFOA			○										1

- 特記事項
- ・原水全項目・・・39項目
 - ・クリプトスポリジウム指標菌検査・・・大腸菌、嫌気性芽胞菌、(原水採取)
 - ・クリプトスポリジウム検査・・・原虫(原水採取)
 - ・浄水全項目・・・51項目
 - ・3ヶ月毎検査・・・21項目《12項目＋9項目(毎月検査分)》、省略不可
 - ・毎月検査・・・9項目、省略不可

下呂市水道事業水質検査項目・検査検体集計表

	検 査 項 目	検体合計	内:上水	内:簡水
原 水 検 査	原水全項目	36	2	34
	クリプトスポリジウム指標菌検査	229	2	227
	クリプトスポリジウム	83	2	81
浄 水 検 査	浄水全項目	28	1	27
	3ヶ月毎検査	84	3	81
	毎月検査	226	8	218
	ヒ素	3	0	3
	フッ素	23	3	20
	アルミニウム	9	0	9
	ジェオスミン	2	0	2
	2-メチルイソボルネオール	2	0	2
	PFOS及びPFOA	28	1	27
	農薬	0	0	0

浄水場数及び水源箇所数

	上 水	簡 水	飲 供	計
浄 水 場 数	1	25	3	29
水 源 数	2	32	3	37
萩原地域		12		12
小坂地域		3	1	4
下呂地域	2	9	2	13
金山地域		7		7
馬瀬地域		1		1

事業別原水水質検査回数

	全項目	指標菌	クリプト	計
原水水質検査回数	36	229	83	348
上水	2	2	2	6
下呂地域	2	2	2	6
簡水・給水	34	227	81	342
萩原地域	12	84	26	122
小坂地域	4	4	4	12
下呂地域	10	43	19	72
金山地域	7	84	28	119
馬瀬地域	1	12	4	17

水道事業数及び浄水場数

	上 水	簡 水	飲 供	計
水 道 事 業 数	1	20	3	24
浄 水 場 数	1	25	3	29
萩原地域		9		9
小坂地域		3	1	4
下呂地域	1	8	2	11
金山地域		4		4
馬瀬地域		1		1

事業別浄水水質検査回数

	全項目	3ヶ月毎	毎 月	計
浄水水質検査回数	28	84	226	338
上水	1	3	8	12
下呂地域	1	3	8	12
簡水・給水	27	81	218	326
萩原地域	8	24	66	98
小坂地域	4	12	32	48
下呂地域	10	30	80	120
金山地域	4	12	32	48
馬瀬地域	1	3	8	12

事業別浄水監視項目水質検査回数

	浄 水					計
	ヒ素	フッ素	アルミニウム	ジオスミン 2-MIB	PFOS及びPFOA	
浄水水質検査回数	3	23	9	2	28	65
上水		3			1	4
下呂上水		3			1	4
簡水・給水	3	20	9	2	27	72
萩原簡水(萩原)		3				3
萩原簡水(桜洞)		3				3
浅水簡水(羽根)		3				3
浅水簡水(野上)		3				3
釜ヶ野簡水(釜ヶ野)		2				2
釜ヶ野簡水(上上田)		3				3
四美簡水	3					3
宮田簡水			3	2		5
竹原簡水			3			3
中山簡水		3				3
金山簡水			3			3

*PFOS及びPFOAは各浄水場

下呂市水道事業水質検査業務特記仕様書

本仕様書は、法第 20 条に基づく定期の水質検査及び臨時の水質検査、法第 18 条に基づく水質検査請求による水質検査（苦情に伴う水質検査）、並びに原水の水質検査を委託する場合に使用する。

第 1 （基本事項）

1 目的

本委託業務は、給水栓等（浄水）及び原水の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、岐阜県下呂市（以下「発注者」という。）が委託する「下呂市水道事業水質検査業務」（以下「業務」という。）に関し、発注者及び受注者が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 2 （一般事項）

1 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所

岐阜県下呂市水道事業給水区域内他市内一円地内

4 再委託の禁止

本業務は、受託した検査機関において、全ての内容において、自社にて業務を実施する。
但し、機器の故障等により業務の実施が困難となった場合は、発注者と協議する。

5 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

第3 （検査項目）

1 給水栓水等（浄水）水質検査（定期の水質検査）

（1）検査項目及び検査頻度

別添（水質検査項目一覧表と水質検査予定表）のとおり。

（2）採水場所

別添（水質検査項目一覧表と採水箇所図）のとおり。

（3）試料容器の準備

採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分行う。

（4）採水方法等

採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

（5）試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の処置を施して運搬する。

ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 原水水質検査

（1）検査項目及び検査頻度

別添（水質検査項目一覧表と水質検査予定表）のとおり。

（2）採水場所

別添（水質検査項目一覧表と採水箇所図）のとおり。

（3）試料容器の準備

採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分行う。

（4）採水方法等

採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

（5）試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の処置を施して運搬する。

ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

3 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

（1）検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

（2）採水日時及び採水地点

発注者が指示する日時、地点で速やかに採水を行う。

（3）試料容器の準備

採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分行う。

（4）採水方法等

採水時は、発注者の立会により採水する。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の処置を施して運搬する。

ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

第4 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

ア 検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号(最近改正を使用))、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号(最近改正を使用))、残留塩素については、「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 318 号(最近改正を使用))、水温については、「上水試験方法」(最新版)、水質管理目標設定項目については「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号)(最近改正を使用))別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法により受注者が行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

イ 受注者は、試料の採水、運搬及び水質検査について、厳密かつ速やかに実施できるよう、水道水質基準項目についての水道 G L P (原水を含む) 及び ISO/IEC17025 を取得した検査機関であり、かつ岐阜県内に検査所を有すること。

(2) 現場での測定

ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受注者が準備をする。

イ 受注者の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、発注者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号)に基づき実施する。

(4) 速報値の報告

給水栓等(浄水)の水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。

(5) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないように十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書

- ア 報告書には検査結果、水質基準、定量下限値及び検査方法を記入する。
- イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等、発注者が要請した検査記録並びに根拠資料を必要に応じて提出する。
- ウ 業務終了後、水質検査報告書を電子データにて報告する。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、水道検査結果の信頼性が確保されていることを保証するため、検査機関は水道基準項目の水道G L P（原水を含む）及び ISO/IEC17025 の認定を取得し、且つ認定を取得した試験施設で水質検査を実施する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 受注者は、実際の作業において、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最近改正を使用））、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号（最近改正を使用））及び、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）（最近改正を使用）別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法に沿った標準作業書にて記録を行う。

イ 受注者は、日々実施した業務内容を記録し、必要に応じて発注者へ提出する。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必用な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年 1 回以上、及び検査担当者が変更することを実施し、記録する。

(5) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について、発注者の指示及び了解があった場合を除き、5 年間保存とする。

(6) 受注者への立入検査

上記（１）～（５）の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

(7) クロスチェック

発注者は、指定した給水栓水（浄水）について、クロスチェックを行うことができる。

この場合、受注者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、発注者に提出する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

一般事項・水質検査事項	名 称	部数	提 出 期 限 等
	業務委託着手届	1	契約確定日
	腸内細菌検査成績書	1	検査終了後速やかに（年2回）
	業務委託完了届	1	年間業務完了後速やかに
	水質試験検査結果書		毎月の水質検査終了後速やかに
	水質試験検査結果書（電子データ）		年間業務完了後速やかに
	請求書	1	完了検査終了後速やかに

(2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。なお、発注者が別途他の書類を求めた場合は、当該書類を提出する。

ただし、提出期限等については、土曜日、日曜日及び祝祭日を含まないものとする。

4 安全管理

(1) 受注者は、本業務委託に係る事故防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨げとなる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のための車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5 支払方法

(1) 支払回数 年1回（請求書を受領してから30日以内。）

(2) 請求方法 請求単位区分検査終了後速やかに提出すること。

6 その他

(1) 年度途中での法改正

業務実施途中で法改正があった場合は、その内容を発注者へ報告し対応について協議する。

(2) 資料の提供

本業務に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後、速やかに発注者へ返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後、速やかに処分すること。

(3) 緊急時の臨時検査

緊急に臨時水質検査の必要が生じた場合は、発注者から指示を受けてから概ね2時間以内に下呂市役所に到着し、指示後採水を行い、検体搬入26時間以内に検査結果を報告する。

(4) 定期健康診断

受注者の水道従事者定期健康診断は、おおむね6ヶ月ごとに病原体がし尿に排泄される感染症の患者（病原体の保有者を含む）の有無に関して実施し、発注者に提出する。

(5) 立入検査、改善命令等について

水道法の規定に基づく指導・監査等が実施された場合、発注者の要請により速やかに資料を提出し、その内容について受注者に説明を求めることができる。

(6) 業務の協力

- ア 本契約が終了後、発注者又は発注者が指定する者から資料等の提供に協力する。
- イ 受注者は、委託期間終了後であっても、採水箇所の情報及び案内について、無償で業務の引継ぎを行うこと。

(7) 補則

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

7 担当部署

岐阜県下呂市萩原町花池 263 番地 7

下呂市役所 上下水道部 水道課

8 水質検査結果書の通知

(1) 検査実施後は速やかに水質試験検査結果書を作成し提出すること。

(2) 提出先

ア 下呂市役所 上下水道部 水道課

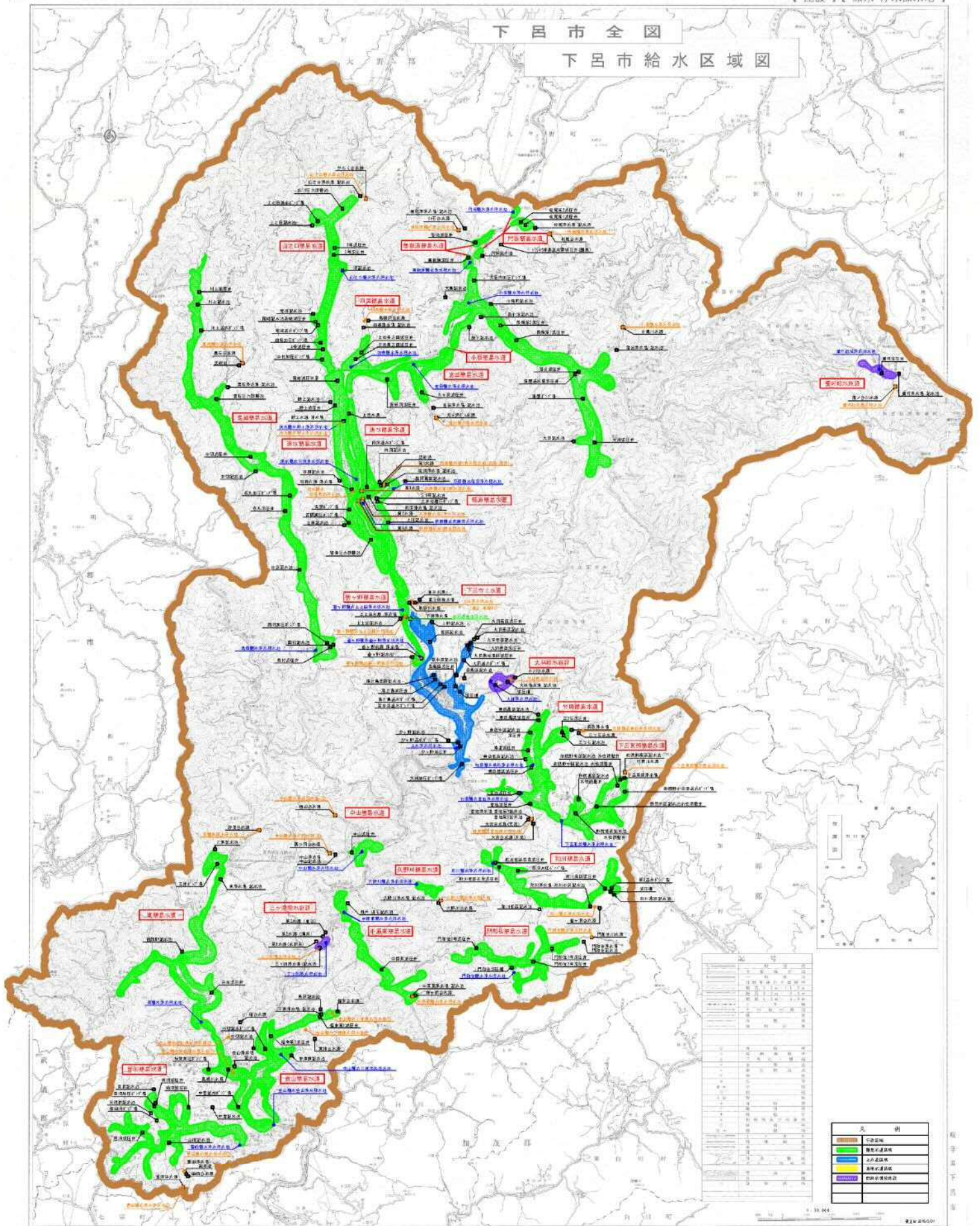
〒509-2515 下呂市萩原町花池 263 番地 7

イ 岐阜県飛騨保健所 生活衛生課 試験検査係

〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内

下呂市全図

下呂市給水区域図



凡 例	
■	原水採水地
■	浄水場
■	浄水採水地
■	その他の施設

下呂市水道事業施設の概要

(R6.4.1現在)

地 域 ・ 事 業 名	上水道	簡易水道	給水施設	水源種別	浄水方法	計 画 値		水源	浄水場	浄水場内 浄水池 配水池	配水池	調整池	圧力調整池	送水ポンプ	加圧ポンプ	減圧弁	計
						給水人口 (人)	日最大 (m3/日)										
【萩原地域】	0	6	0					13	9	13	12	0	3	4	6	10	70
萩原簡易水道		○		湧水・地下水	急速・緩速ろ過・塩素滅菌	4,790	3,000	5	2	6	3				1		17
萩原浄水場				湧水・地下水	急速・緩速ろ過・塩素滅菌			4	1	5	2						12
桜洞浄水場				湧水	緩速ろ過			1	1	1	1				1		5
浅水簡易水道		○		地下水	塩素滅菌	4,040	1,970	3	2	2	4		2	2	3	2	20
羽根浄水場				地下水	塩素滅菌			1	1	1	3		2	2	2	2	14
野上浄水場				地下水	塩素滅菌			2	1	1	1				1		6
釜ヶ野簡易水道		○		地下水	塩素滅菌	580	297	2	2	2	2						8
釜ヶ野浄水場				地下水	塩素滅菌			1	1	1	1						4
上上田浄水場				地下水	塩素滅菌			1	1	1	1						4
四美簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	480	242	1	1	1						2	5
宮田簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	1,240	580	1	1	1						2	5
山之口簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	880	469	1	1	1	3		1	2	2	4	15
【小坂地域】	0	3	1					4	4	4	6	0	0	1	1	11	31
小坂簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	4,650	2,450	1	1	1	5			1	1	5	15
無数原簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	190	95	1	1	1						2	5
門坂簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	110	45	1	1	1	1					3	7
濁河給水施設			○	表流水	緩速ろ過	20	260	1	1	1						1	4
【下呂地域】	1	7	2					16	11	11	23	0	4	6	3	21	95
下呂市上水道	○			表流水	膜ろ過	7,600	9,300	2	1	1	8		1	5	1	6	25
竹原簡易水道		○		表流水	急速・緩速ろ過	2,180	1,150	3	2	2	6					7	20
宮地浄水場				表流水	急速・緩速ろ過			2	1	1	2					2	8
乗政浄水場				表流水	緩速ろ過			1	1	1	4					5	12
中山簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	250	63	2	1	1						1	5
中原東簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	870	368	1	1	1	1					1	5
門和佐簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	570	293	1	1	1			1			3	7
下呂東部簡易水道		○		表流水	膜ろ過	1,550	856	1	1	1	6				1		10
和川簡易水道		○		表流水	膜ろ過	840	437	1	1	1	2		1	1	1	3	11
久野川簡易水道		○		表流水	膜ろ過	160	66	1	1	1							3
大林給水施設			○	表流水	膜ろ過	50	25	1	1	1			1				4
三ツ淵給水施設			○	表流水	緩速ろ過	30	8	3	1	1							5
【金山地域】	0	3	0					7	4	6	10	0	0	7	1	7	42
金山簡易水道		○		表流水	急速・緩速ろ過	4,500	2,534	4	2	3	4			3	0	2	18
金山浄水場				表流水	急速ろ過			2	1	2	2			2			9
下原浄水場				表流水	緩速ろ過			2	1	1	2			1		2	9
東簡易水道		○		表流水	急速ろ過	2,150	560	1	1	2	2			3		2	11
菅田簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	1,580	572	2	1	1	4			1	1	3	13
【馬瀬地域】	0	1	0					1	1	1	4	1	0	2	1	4	15
馬瀬簡易水道		○		表流水	緩速ろ過	1,600	976	1	1	1	4	1		2	1	4	15
【市内水道施設】	1	20	3	—	—	—	—	41	29	35	55	1	7	20	12	53	253